

第二海堡は許可なく立ち入りはできません。

関東地方整備局は、東京湾中央航路の管理の一環として、第二海堡を管理しています。第二海堡への上陸には、当事務所の許可が必要です。

下記事項に該当する場合には上陸を許可しておりますが、個人の方や営利目的及び当所事業の妨げとなる場合は、許可しておりません。また、視察・研修のための上陸はご遠慮いただいております。

- ・ 当所及び関東地方整備局が発注する工事等の施工
- ・ 東京湾中央航路に関する調査
- ・ 第二海堡における文化財調査及び学術研究
- ・ 国土交通省の施策に関する調査及び研究（第二海堡上陸ツーリズムを含む）

第二海堡周辺海域は水深が浅く、崩壊した防波堤や護岸の転石がありますので、近寄ると危険です。

なお、第二海堡には第三管区海上保安本部が管理する部分もありますので、詳細は当事務所へお問い合わせ下さい。